

議案第81号

新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月2日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市別子山簡易給水施設条例の一部を改正する条例

新居浜市別子山簡易給水施設条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

保土野簡易給水施設	別子山保土野 別子山谷内 別子山中藪 別子山肉淵の一部
弟地簡易給水施設	別子山弟地 別子山白尾 別子山筏津

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

（新居浜市別子山水道条例の廃止）

- 2 新居浜市別子山水道条例（平成15年条例第26号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の新居浜市別子山水道条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、

手続その他の行為は、改正後の新居浜市別子山簡易給水施設条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 施行日前に廃止前の条例の規定に基づき受けた給水に係る水道使用料に関する廃止前の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 5 新条例の規定に基づく給水契約の申込み及び管理人の選定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

（検討）

- 6 市長は、施行日後3年以内に、新条例別表第1に規定する給水区域の地域特性、新居浜市別子山簡易給水施設の使用の状況等を勘案し、新条例の規定に基づく料金について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

提案理由

保土野簡易給水施設及び弟地簡易給水施設が完成することに伴い、新居浜市別子山簡易給水施設として管理するため、本案を提出する。